

1. 事前相談を必要とする使用行為について

- ・事前相談を必要とする行為は以下の通りです。なお、いずれも商用・非商用の別なく事前相談をお願いしております。

ア) 撮影会

例) 人物撮影を主たる目的とした撮影会 (婚礼・成人式・七五三等)

10名を超える団体での風景写真撮影会

撮影についての講習会

業として行う撮影

その他上記に類する行為

イ) スケッチ・デッサン等、絵画創作活動行為

ウ) その他庭園内を独占的に使用しようとする行為

- ・事前相談のない上記目的での使用は、安全管理上お断りすることがございます。
- ・園内の混雑を鑑み、公園使用件数の制限を行うっております。詳しくはお問い合わせ下さい。
- ・使用内容によっては、許可申請や届出、使用料金が必要となる場合がございます。事前相談の際、お問い合わせ下さい。

2. 撮影における注意事項

全ての撮影行為を行う際は、以下の事項にご注意下さい。

ア) 園内では、以下の物品の使用を禁止しております

- カメラ用三脚 ■スタンド型フラッシュ ■スタンド型レフ板
- その他自立する撮影用補助器具および仮設とみなされる器具 ■シャボン玉

イ) 園内では、以下の行為を禁止しております

- 立ち入り禁止箇所 (植え込み・園路以外の箇所・その他明示箇所) に立ち入る行為
- 植物や備品を汚損したり、職員の許可なく移動させる行為
- 他の来園者・車いすの通行や、大声を出す・飛び跳ねる・長時間のポーズおよび場所占有など、眺望・観覧の妨げとなる行為
- 和室以外での着替え ■ペットの持ち込み
- 和室周辺回廊・橋途中で3分以上立ち止まる等、通路を占有して行う撮影
- 毛氈等の敷物を通路箇所を用いる行為 (※使用可能箇所は裏面を参照)

3. スケッチ・デッサン等創作活動行為における注意事項

スケッチ等行為を行う際は、以下の事項にご注意下さい。

ア) 園内では、以下の物品の使用を禁止しております

- イーゼル

イ) 園内では、以下の行為を禁止しております

- 立ち入り禁止箇所 (植え込み・園路以外の箇所・その他明示箇所) に立ち入る行為
- 植物や備品を汚損したり、職員の許可なく移動させる行為
- 他の来園者・車いすの通行や、眺望の妨げとなる行為
- 繁忙期における休憩舎周辺イス席でのスケッチ
- トイレ手洗い場以外で水を捨てること ■ブラシクリーナーの処理

4. 撮影等行為許可を得た方へ

- ・ 観覧者最優先での撮影等行為許可となりますのでご承知おき下さい。

※公園（庭園）使用許可は、排他独占的な庭園での撮影等行為を許可するものではありません。一般来園者の観覧や回遊、休息および当園展示に支障の無い範囲内に限定した特例行為許可となります。

- ・ 人物撮影を主たる目的とした使用（カメラマン随行撮影）や大人数でのスケッチ会は、ごく短時間であれ広い面積を一時的に独占して行う行為であるため、急にご来園されましても撮影自体をお断りすることがございます。
- ・ 和室（有料施設）については、上がり框を含めて和室利用者が排他独占的に使用できる範囲となっています。そのため、和室利用者以外は和室範囲内に立ち入らないようにしてください。

